

○特定非常災害の被害者の権利  
利益の保全等を図るための特  
別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)  
法律第八十五号  
改正 平成九年五月九日法律第五〇号  
同 一二年二月二三日同 第一六〇号  
同 一四年七月二日同 第八五号  
同 一六年六月一日同 第六七号  
同 一六年六月二日同 第七六号  
同 一六年六月一八日同 第一一号  
同 一六年六月一八日同 第一二号  
同 一八年六月二日同 第五〇号  
同 一八年六月二日同 第九二号  
同 二〇年五月二三日同 第四〇号

A 「日法八九一八・九」  
益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第二十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平一六法七六・平一六法二一・一部改正)  
(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に對し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。  
(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に

第十九編 災害対策（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律） 三三一

第十九編 災害対策（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律） 三三二

係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）

第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関

（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延长期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延长期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延长期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があ

る場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他  
の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法二六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

**第四条** 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限  
が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非  
常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたも  
のについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に  
係るもの）を含む。以下単に「責任」という。）が問わされることを  
猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起  
算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行について  
の免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができ  
る。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の

前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日  
までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履  
行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期  
限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要  
があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令  
の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に  
係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合につい  
て準用する。

A 「日法八九一八・九」 ②

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得な  
い事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場  
合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところ  
による。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

**第五条** 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済すること  
ができなくなつた法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政  
令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常  
災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定  
めるまでの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、  
その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は  
破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合に  
おいて、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定  
をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなけ  
ればならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすること  
ができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第  
一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより  
又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることが

できない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十

五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするととも、同様とする。

(平一六法一一・追加)

#### 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、

の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平二〇法四

○・一部改正)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするととも、同様とする。

A 「日法八九一八・九」 ⑤